瑞宝小綬章を授けるに当たり（三月二十八日）

瑞宝双光章を授けるに当たり（各通）（三月二十七日）

（簡易裁判所判事）

木塚七加藤正司　梅天

瑞宝単光章を授けるに当たり（各通）（以上三月二十六日）

大西秀郎　加藤正司

瑞宝双光章を授けるに当たり（各通）

（海上保安官）

（岡山県警部）

小林博司　加藤丈士

瑞宝小綬章を授けるに当たり

奈良崎次世

瑞宝双光章を授けるに当たり（各通）（三月二十五日）

坪田尚敏　小西久人　今野貞子　井上新二　小椋幸男　高橋義明　西岡實　並木裕子　山片正昭

瑞宝単光章を授けるに当たり（以上三月二十四日）

伊藤丈夫　井上新二　小椋幸男　高橋義明　西岡實　並木裕子　山片正昭　安部正孝

瑞宝双光章を授けるに当たり（各通）

若林敬人　堀江正人　中村裕稔　黒澤辰雄　越谷忠雄　戸塚興嗣　和田宗隆　澤口萬藏　横尾享　大塚眞吉　副島稔　大竹照雄　有海清　西條弥一郎　（三等陸佐）

瑞宝小綬章を授けるに当たり（各通）

越谷忠雄　戸塚興嗣　和田宗隆　澤口萬藏　横尾享　大塚眞吉　副島稔　大竹照雄　有海清　西條弥一郎　（三等陸佐）

瑞宝単光章を授けるに当たり（各通）（以上三月二十三日）

中川井不二男　須田貫井　利留正樹　谷澤後藤謙男　飯田隆一　岡幸吉　山下萬藏　酒井不二男　須田貫井　利留正樹　谷澤後藤謙男　飯田隆一　岡幸吉　山下萬藏

瑞宝双光章を授けるに当たり（各通）

小西伊藤正治　小西良宣　五反田英二　小西伊藤正治　小西良宣　五反田英二

瑞宝単光章を授けるに当たり（各通）（以上三月二十二日）

百瀬昭司　保坂伸二　横山昭　名古宏樹　竹内義郎　多川正己　市川保男　安齋與　堀田栄夫　日単光章を授けるに当たり（各通）（以上三月二十四日）

百瀬昭司　保坂伸二　横山昭　名古宏樹　竹内義郎　多川正己　市川保男　安齋與　堀田栄夫　日単光章を授けるに当たり（各通）（以上三月二十四日）

瑞宝双光章を授けるに当たり（各通）

百瀬昭司　保坂伸二　横山昭　名古宏樹　竹内義郎　多川正己　市川保男　安齋與　堀田栄夫　日双光章を授けるに当たり（各通）

鈴木重次　山崎良治　松田正　宮地虎男　石塚孝成　久雄　中島敏男　小橋光明　植厳数　井岡寛　井上敏　北栄裕　川正　川上保男　川正己　寺尾進　尾義郎　坂伸二　坂尾昭　横山昭　名古宏樹　竹内義郎　多川正己　市川保男　安齋與　堀田栄夫　日双光章を授けるに当たり（各通）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、四月二十七日南アフリカ共和国の国祭日につき、同月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、四月二十七日トーゴ国の国祭日につき、同月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁発表

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同法第19条第３項において準用する第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成22年４月28日

農林水産大臣　赤松　広隆

まあじ・まさば・まいわし五島西方沖地区特定漁港漁場整備事業計画の案

⑴　漁港漁場整備法第19条第３項において準用する第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案

⑵　縦覧の期間　平成22年４月28日から平成22年５月18日まで

⑶　縦覧の場所

水産庁漁港漁場整備部整備課

水産庁九州漁業調整事務所

長崎県水産部漁港漁場課

長崎県県北振興局水産課

長崎県五島振興局水産課

近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年４月28日

近畿地方整備局長　上総　周平

道路の種類	路線名	区間
一般国道	24号	橋本市橋本２丁目１番11号から同市東家５丁目４番４号までの上下線

公告

諸事項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成22年４月28日

金融庁長官　三國谷勝範

１　所在地の変更のあった者

⑴　名称　ゲン・キャピタル株式会社
変更後の所在地　東京都港区虎ノ門五丁目11番１号

⑵　名称　（パシフィック・アライアンス・アジア・オポチュニティ・ファンド・エルピーの業務執行組合員等である）　パシフィック・アライアンス・グループ・アセット・マネジメント・リミテッド
変更後の所在地　ケイマン諸島、ＫＹ１―1106、グランド・ケイマン、ハーバー・プレイス２階、私書箱472

⑶　名称　ＫＤＤＩインターナショナル・ホールディングス２・エルエルシー
変更後の所在地　アメリカ合衆国10022ニューヨーク州ニューヨーク市サード・アヴェニュー825　３階　ＫＤＤＩアメリカ・インク気付

⑷　名称　ＫＤＤＩインターナショナル・ホールディングス３・エルエルシー
変更後の所在地　アメリカ合衆国10022ニューヨーク州ニューヨーク市サード・アヴェニュー825　３階　ＫＤＤＩアメリカ・インク気付

⑸　名称　ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
変更後の所在地　アメリカ合衆国10282―2198ニューヨーク州ニューヨーク　ウエストストリート200

⑹　名称　シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社
変更後の所在地　東京都千代田区丸の内一丁目５番１号

⑺　名称　（ダヴィンチ・ジャパン・リアルエステート３号匿名組合の営業者である）　有限会社赤坂インターナショナル
変更後の所在地　東京都千代田区丸の内三丁目１番１号

２　名称の変更のあった者

⑴　変更前の名称　リバティ・ジャパン・インク
変更後の名称　ＫＤＤＩインターナショナル・ホールディングス２・エルエルシー

⑵　変更前の名称　リバティ・ジュピター・インク
変更後の名称　ＫＤＤＩインターナショナル・ホールディングス３・エルエルシー

⑶　変更前の名称　エーエスピィーエフ・ツー・プライム・ゲーエムベーハー
変更後の名称　エーエスピィーエフ・ツー・プライム・ジーケー・ゲーエムベーハー

⑷　変更前の名称　日興シティホールディングス株式会社
変更後の名称　シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社

⑸　変更前の名称　三菱ＵＦＪ証券株式会社
変更後の名称　三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社

⑹　変更前の名称　株式会社アプラス
変更後の名称　株式会社アプラスフィナンシャル

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成22年４月21日から３か月間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成22年４月28日

東京法務局長　山舗弥一郎

記

氏名　小川　朝行
所属する司法書士会　東京司法書士会
登録番号　東京第4217号
事務所の所在地　東京都新宿区百人町１丁目18番８号
違反行為　不当誘致行為等